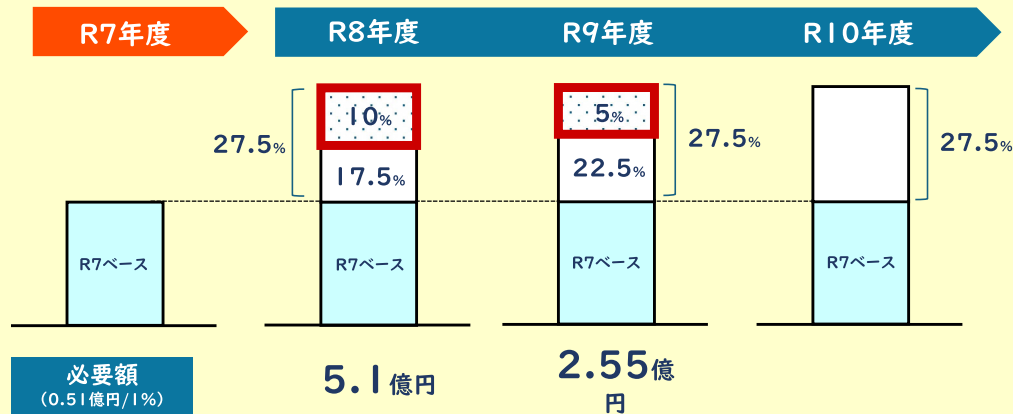


Ⅱ R8水道料金改定に伴う財政支援について

R8年度・R9年度 → 段階的支援の実施

¥ 合計7億6500万円



今回の支援策 → 生活者支援（市民の暮らしを守る）

1

すべての水道利用者が対象

今般の物価高騰に見られる社会経済状況を背景に、すべての利用者に対し、料金値上げ幅を一律に圧縮することで、市民生活や事業活動における影響を一定緩和する

2

すぐに支援が届く

料金体系システムを一律値下げするため、個人・事業者による特別な申請が必要なく、すぐに支援を届けることができる

今回の支援策の財源 → 『財政調整基金の活用』

¥ 特殊要素分 6.0億円

土地開発基金
3.0億円

R6から実施している
基金の見直し成果

前畑崎辺道路の
年度間調整
3.0億円

起債活用によるもの

¥ 標準財政規模10%を超える上積み分 4.2億円

①純粋な上積み分
7.9億円

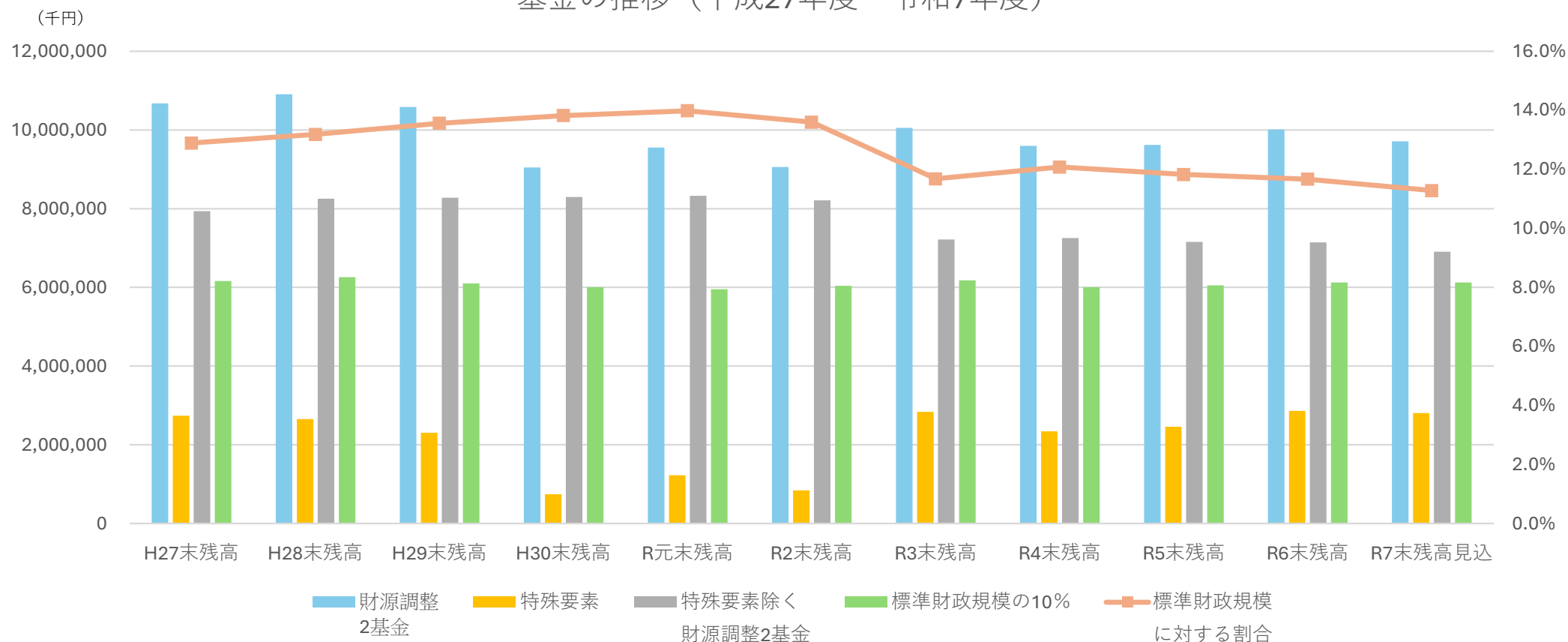
(財源調整2基金 R7末残高見込) - (R6標準財政規模の10%)
69.1億円 - 61.2億円

②今後のDX戦略活用見込
3.7億円

①から
②を引く

R8水道料金改定に伴う財政支援について

基金の推移（平成27年度～令和7年度）



	(千円)										
	H27年度末 残高	H28年度末 残高	H29年度末 残高	H30年度末 残高	R元年度末 残高	R2年度末 残高	R3年度末 残高	R4年度末 残高	R5年度末 残高	R6年度末 残高	R7年度末 残高見込
財源調整2基金	10,677,498	10,909,025	10,580,146	9,045,505	9,553,646	9,056,769	10,052,223	9,594,983	9,616,920	1,008,623	9,712,034
特殊要素	2,738,988	2,657,471	2,305,316	746,678	1,229,939	845,440	2,835,482	2,344,272	2,458,944	2,864,809	2,804,581
特殊要素除く財源調整2基金	7,938,510	8,251,554	8,274,830	8,298,827	8,323,707	8,211,329	7,216,741	7,250,711	7,157,976	7,143,814	6,907,453
標準財政規模の10%	6,159,691	6,260,356	6,102,144	6,004,493	5,952,572	6,037,544	6,178,406	6,004,768	6,054,330	6,123,058	6,123,058
標準財政規模に対する割合	12.9%	13.2%	13.6%	13.8%	14.0%	13.6%	11.7%	12.1%	11.8%	11.7%	11.3%

独立採算の原則と公営企業繰出金について

地方公営企業は、企業性（経済性）の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであり、その経営に要する経費は経営に伴う収入（料金）をもって充てる独立採算制が原則とされる。

しかし、地方公営企業法上

①その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費

（例：公共の消防のための消火栓に要する経費）

② その公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費（例：水道水源施設に係る建設改良費）

等については、補助金、負担金、出資金、長期貸付金等の方法により一般会計等が負担するものとされている。

（出典：総務省「繰出金の仕組み」）

地方公営企業法第17条の2（経費の負担の原則）

第17条の2 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費

二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

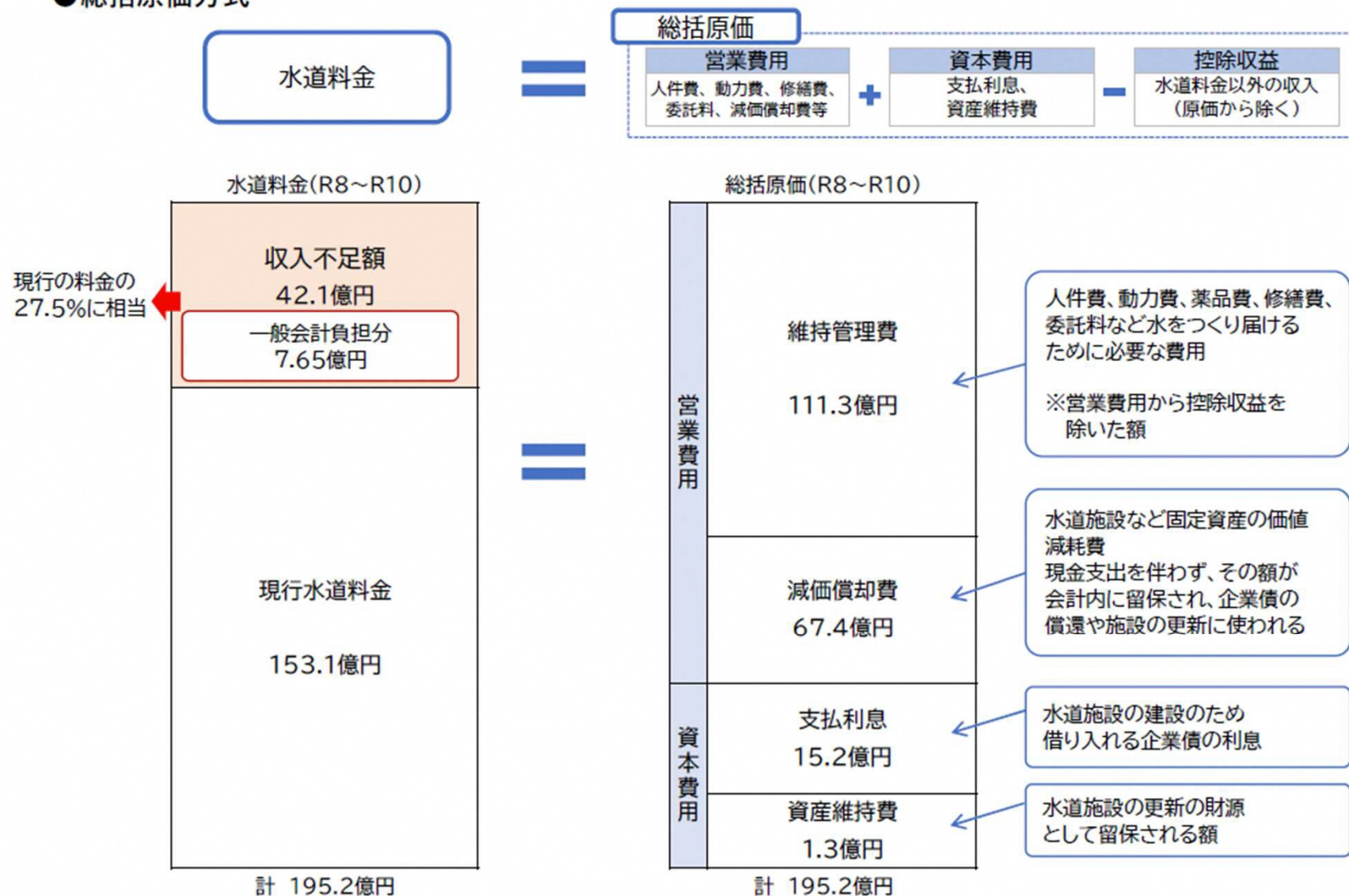
今回は恒常性のない2年間の限定的な「生活者支援」としての位置付け

Ⅲ 水道料金の算定及び財政計画について

水道料金の算定について

令和 8 年度から 3 年間の水道料金を算定します。算定にあたっては、料金算定期間における原価を算定し、その額を料金収入として設定する「総括原価方式」を採用しています。

●総括原価方式



水道事業財政計画（R6～R10）

●収益的収支

（税抜き、単位：千円）

	令和6年度 決算	令和7年度 予算	令和8年度	令和9年度	令和10年度
水道事業収益	6,119,404	6,111,213	7,437,715	7,392,512	7,379,995
営業収益	5,398,999	5,372,409	6,129,442	6,361,774	6,589,392
うち給水収益	5,293,646	5,262,357	6,019,638	6,251,970	6,479,588
営業外収益	709,384	684,520	1,296,029	1,020,315	780,381
うち一般会計負担分	0	0	510,000	255,000	0
特別利益	11,021	54,284	12,244	10,423	10,222

水道事業費用	6,026,898	6,299,636	6,572,535	6,777,901	7,078,665
営業費用	5,584,478	5,826,481	5,943,899	6,098,490	6,331,955
営業外費用	441,376	470,128	625,609	676,384	743,683
特別損失	1,044	3,027	3,027	3,027	3,027

純損益	92,506	△ 188,423	865,180	614,611	301,330
-----	--------	-----------	---------	---------	---------

改定及び一般会計負担により、3年間の純利益を確保し
経常収支比率は100%以上を確保

経常収支比率 経常収益/経常費用 × 100	101.4%	96.2%	113.0%	109.0%	104.2%
--	--------	-------	--------	--------	--------

●資本的収支

(税込み、単位：千円)

	令和6年度 決算	令和7年度 予算	令和8年度	令和9年度	令和10年度
資本的収入	3,286,515	5,999,000	7,490,400	5,701,234	5,524,707
企業債	1,959,900	4,079,600	5,069,300	3,744,200	3,527,700
出資金	222,210	315,424	353,324	384,208	438,148
国庫補助金	925,738	1,395,420	1,821,829	1,305,527	1,287,498
その他（工事負担金、他会計負担金等）	178,667	208,556	245,947	267,299	271,361

資本的支出	5,544,562	8,174,869	9,706,458	8,265,526	8,219,809
建設改良費	3,969,079	6,635,265	8,126,494	6,745,655	6,694,127
第九期拡張事業	339,377	469,214	483,985	532,775	500,812
水道施設整備事業	3,231,544	5,760,115	7,072,799	5,627,468	5,665,853
その他（人件費、事務費、固定資産等）	398,158	405,936	569,710	585,412	527,462
企業債償還金等	1,575,483	1,539,604	1,579,964	1,519,871	1,525,682

資本的収支不足額	2,258,047	2,175,869	2,216,058	2,564,292	2,695,102
----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

自己資金は令和11年以降の企業債の償還、建設改良費の増加に対応する金額を確保

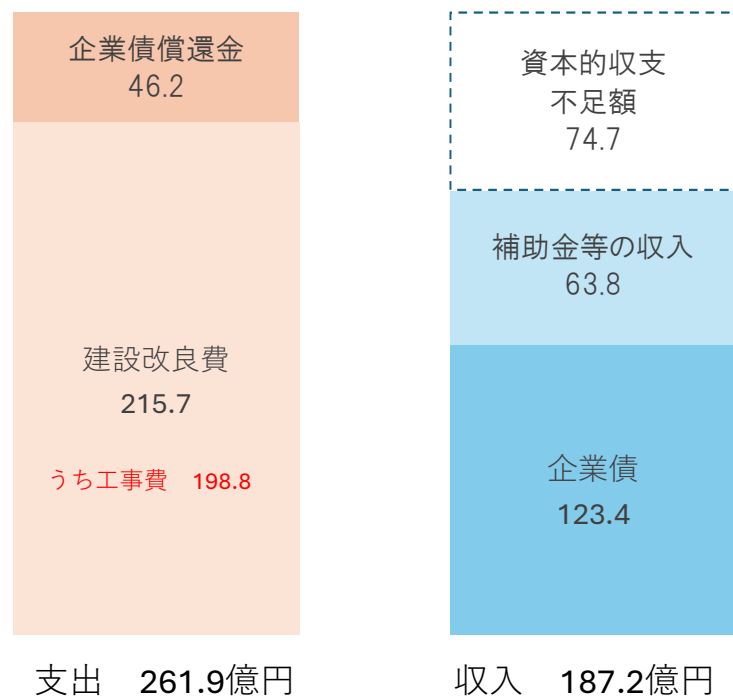
自己資金	2,683,706	2,475,871	3,309,013	3,501,684	3,423,190
------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

企業債残高	28,763,018	31,303,014	34,792,350	37,016,679	39,018,697
--------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

●令和8年度から令和10年度の会計の全体像

資本的収支

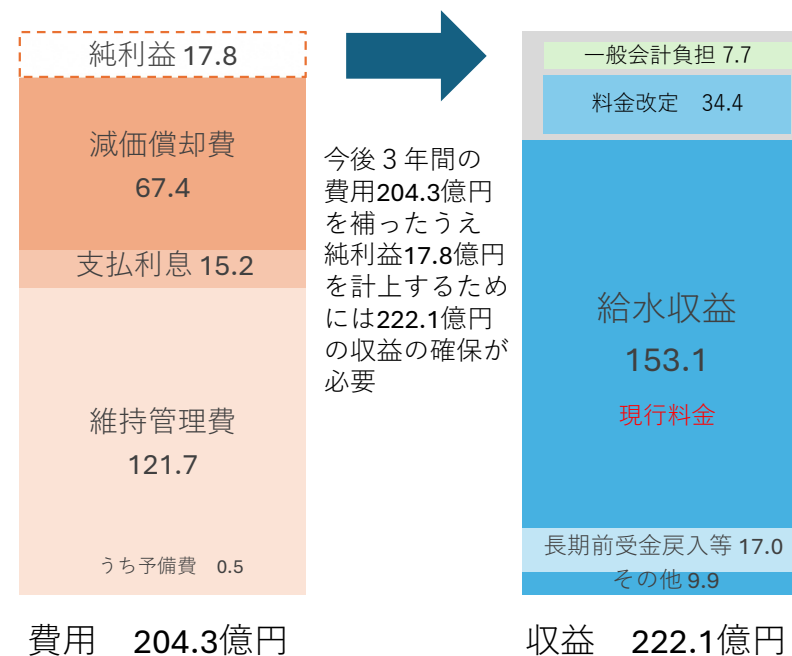
(施設を作ったり建て替えたりするためのお金の出入り)



資本的収支不足額
74.7億円を確保する
ためには
3年間で17.8億円の
純利益の計上が必要

収益的収支

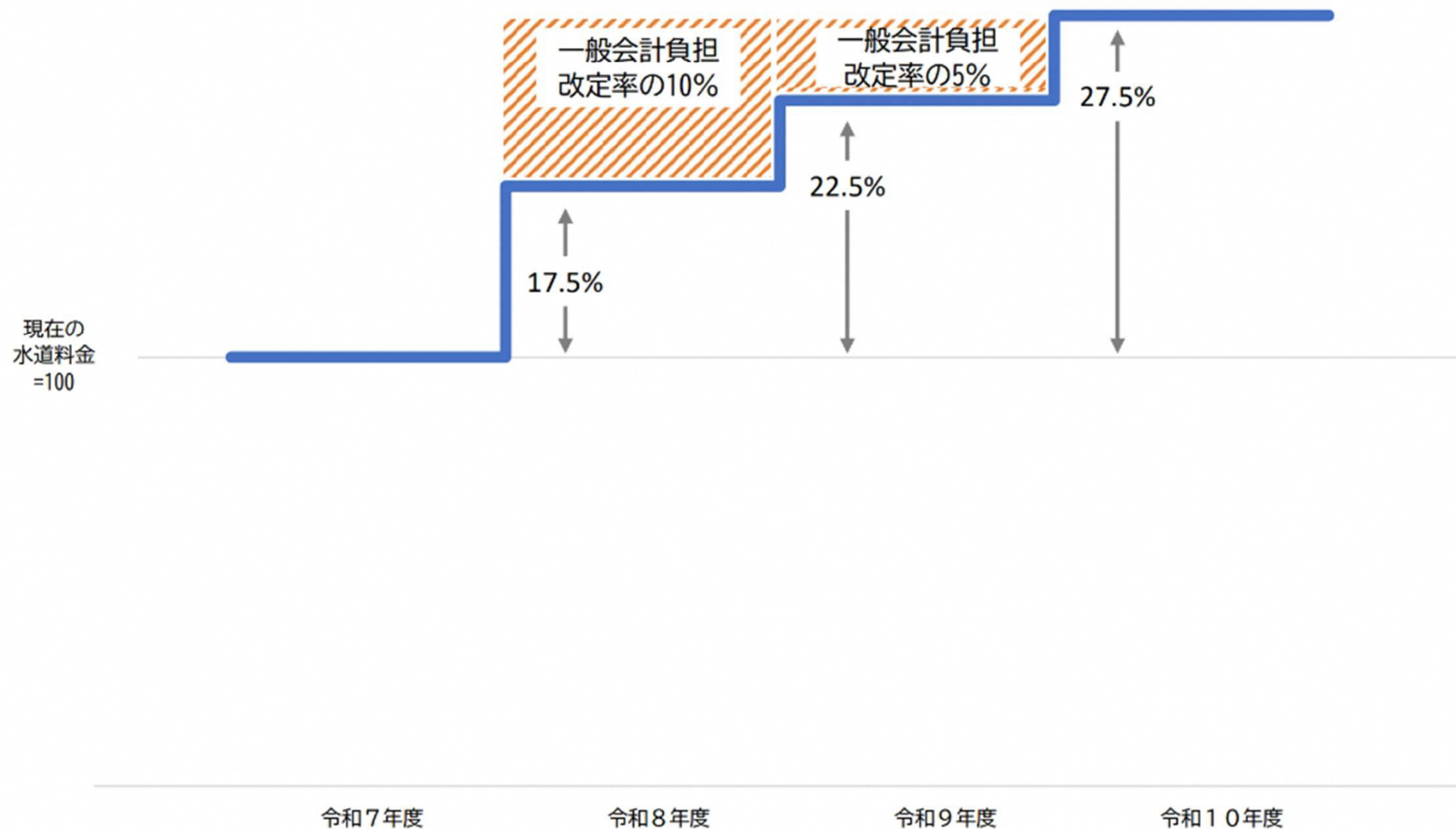
(水をきれいにして市民に届けるためのお金の出入り)



今後3年間の
費用204.3億円
を補ったうえ
純利益17.8億円
を計上するた
めには222.1億
円の収益の確
保が必要

42.1
不足
↓
料金
27.5%
に相当

料金改定と財政支援のイメージ



1 か月で10m³使用した場合の水道料金（税込み） 県内自治体比較表

- ① 口径別料金体系は、水道メーター口径13mmの単価による料金。
 ② 用途別料金体系は、生活用の単価による料金。

高い順	市町名	(円)/10m ³
1位	新上五島町	2,860
2位	小値賀町	2,640
3位	平戸市	2,380
4位	佐世保市(改定率27.5%)	2,081
	佐世保市(改定率22.5%)	1,999
5位	西海市	1,996
6位	東彼杵町	1,950
	佐世保市(改定率17.5%)	1,918
7位	波佐見町	1,870
7位	時津町	1,870
9位	壱岐市	1,840
10位	五島市	1,815
10位	島原市	1,815

高い順	市町名	(円)/10m ³
12位	対馬市	1,760
13位	大村市	1,716
14位	長崎市	1,655
	佐世保市(現行)	1,632
15位	雲仙市	1,610
16位	川棚町	1,540
17位	長与町	1,430
17位	佐々町	1,430
19位	諫早市	1,390
20位	南島原市	1,300
21位	松浦市(松浦地区)	1,149

- ※ 令和7年9月1日現在の料金。
 ※ 松浦市は、地区別料金。
 ※ 水道統計の全国比較で使用される1か月20m³(3～4人世帯)の料金では、改定により、本市は県内7位から2位になります。

IV 今後の市民への説明について

水道は生活に欠くことができないライフラインであることから、経営戦略や料金改定について、様々な手段・媒体を通じて、丁寧に説明し、理解を求めていく必要があると考えています。

現時点における、広報等の主な予定について、以下にお示しします。

R6年
12月～

●経営検討委員会の説明や議論の内容を伝える取組み

- ・公開の場での第三者機関による議論（経営検討委員会）
- ・検討委員会の説明資料や議論・答申の内容を、ホームページに掲載。（継続実施）

R7年
7月～8月

●市議会への説明

- ・都市整備委員会（協議会）、会派説明会

現時点

9月議会でご承認いただけた場合…

10月～

●経営戦略の内容や料金改定の必要性の理解を求める取組み

- ・各地区を回った説明会の開催 … 対話型で。市民の皆様の疑問に丁寧にお答えし、理解を求めていくことを考えています。
 - ・広報紙によるQ&A（※別紙参照）
 - ・HPに詳細・多岐にわたるQ&Aの掲載
 - ・経営戦略を分かり易く解説する広報動画の公開
- （対話型では全てに情報が行き届かないため）
全市民向けに幅広く情報を発信し、理解を求めていくことを考えています。
動画は、HPやYouTube、本庁舎ロビー等で、幅広い層に発信し、理解を求めていくことを考えています。
- ・広報紙やHPで料金表や計算方法を周知 … 新料金表等の周知を図ります。

R8年4月 新料金へ

令和8年4月から 水道料金が変わります



&



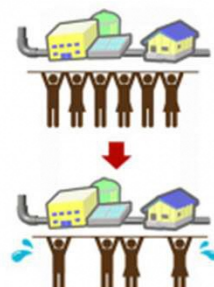
Q どうして水道料金が値上げになるの？

A 人口減少が進んでいるため。古くなった施設を、少ない人口で支えていかなければなりません。

日本の水道は、昭和の高度成長期から平成初頭にかけて集中的に整備・拡張されており、これらの施設の老朽化が進んでおり、今後一斉に更新する時期を迎えます。

一方で、現在は人口減少社会となり、施設更新の財源である水道料金収入も減少が続いています。

水道供給を維持していくためには、今後、少ない人口で支えていかざるを得ない時代となってきています。



Q 佐世保の水道代って高い？

A 「水源不足」が解消されていないため、量を抑えて単価に求める「節水型の経営」を強いられています。

水源が非常に乏しい佐世保市では、現在でもほぼ2年に一度は渇水危機に陥っているため、どうしても水量を抑えて単価に求めざるを得ません。

市民一人当たりの使用水量は全国最少水準に抑えられている一方で、料金単価は高い方の水準となっています。

$$\text{節水量} \times \text{単価} = \text{収益}$$

A 「渇水」が料金水準を引き上げる直接の要因となりました。

佐世保市の過去2回の料金値上げ（H22年20%、H9年25%）は、いずれも直前に給水制限を伴う渇水に陥り、給水収益が大きく落ち込んだことが主要因となった値上げです。



水源不足を解消し、「節水型経営」からの脱却を進めていく必要があります。

Q 石木ダムをやめたら水道代は安くないの？

A 節水型経営を継続し、渇水による値上げのリスクを抱え続けることになります。

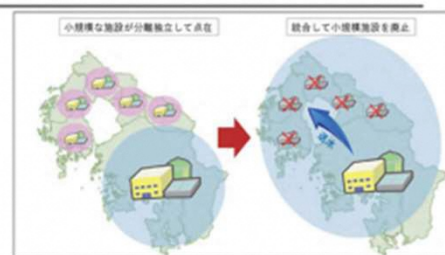
水源不足が解消されない限り、量を抑えて単価に求める節水型の経営を続ける必要がありますし、給水制限の度に値上げをするリスクを抱えることになります。

A 将来の料金負担を軽くすることが難しくなります。

現在は、北部エリア（旧町地区）では、複数の小さい水源と、それに対応した多数の小規模な浄水場で水の供給を行っています。

水源が十分に確保できれば、小規模施設を廃止することが可能となり、将来の負担額を軽減することができますようにあります。

逆に、水源確保ができないと、これら小規模施設の更新・整備を続けていくこととなり、将来の負担を重くすることになります。



Q どれくらい水道代が上がるの？

A 3年間で段階的に上がります。最終年（3年目）で現状に対して27.5%の増となります。

水道供給を続けていくために最低限必要な財源を確保するためには、現行の水道料金を27.5%増加する必要があります。

ただし、市民生活や企業活動の激変緩和を図るため、一般会計（税）からの財政支援を受けて、3年間で段階的に改定していきます。



水道供給を持続し、街と暮らしの未来を支えるため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

佐世保市
水道局

詳しいQ&Aは水道局HPに掲載しています。
コチラの二次元バーコードからご参照ください。

